

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年 8 月 20 日

香川県公安委員会委員長 川 東 祥 次

香川県公安委員会規則第 4 号

香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則  
香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内 容	公安 委員 会	警察 本部 長
1～68の 5 略					1～68の 5 略				
68の 6 高齢者、 障害者等の移動 等の円滑化の促 進に関する法律 （平成18年法律 第91号）	第24条の 2 第 7 項	<u>作成された移動等円滑 化促進方針の受理</u>		○	68の 6 高齢者、 障害者等の移動 等の円滑化の促 進に関する法律 （平成18年法律 第91号）				
	第24条の 2 第10項	<u>変更された移動等円滑 化促進方針の受理（第 24条の 2 第 7 項の準用）</u>		○					
	第24条の 4 第 3 項	<u>移動等円滑化促進方針 の作成に関する協議を 行う旨の通知の受理</u>		○					
	第25条第 7 項	略							
	第25条第 8 項	略							
	第25条第 10項	作成された基本構想の 受理（ <u>第24条の 2 第 7 項の準用</u> ）	略						
	第25条第 11項	基本構想の変更に係る 協議（ <u>第25条第 7 項の 準用</u> ）	略						
第25条第 11項	基本構想の変更の案の 提出（ <u>第25条第 8 項の</u>	略							
						第25条第 8 項	略		
						第25条第 9 項	略		
						第25条第 11項	作成された基本構想の 受理		略
						第25条第 13項	基本構想の変更に係る 協議（ <u>第25条第 8 項の 準用</u> ）		
						第25条第 13項	基本構想の変更の案の 提出（ <u>第25条第 9 項の</u>		

		準用)
	第25条第11項	変更された基本構想の受理 (第24条の2第7項の準用)
	第26条第3項	基本構想の作成に関する協議を行う旨の通知の受理
	第27条第1項～第36条第6項 略	
68の7 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号)	第8条第1項 略	
	第8条第4項	略
	第15条	
	第16条第1項	
	第16条第2項	
	第17条	
	第18条	
68の8～101 略		
備考 略		

		準用)
	第25条第13項	変更された基本構想の受理 (第25条第11項の準用)
	第26条第3項	協議を行う旨の通知の受理
	第27条第1項～第36条第6項 略	
68の7 犯罪による収益の移転防止に関する法律 (平成19年法律第22号)	第8条第1項 略	
	第8条第3項	略
	第14条	
	第15条第1項	
	第15条第2項	
	第16条	
	第17条	
68の8～101 略		
備考 略		

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。